

平成二十七年四月十四日受領
答弁第一八四号

内閣衆質一八九第一八四号

平成二十七年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出産経新聞前ソウル支局長に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、外務省アジア大洋州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二及び三について

先の答弁書（平成二十七年三月二十七日内閣衆質一八九第一五六号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

四について

政府としては、大韓民国政府に対し、御指摘の者の行動の自由が著しく制限されている点も含め、本件をめぐる我が国の懸念を様々な形で累次にわたり伝達し、適切な対応を求めてきている。